

台風19号で被災された皆さまへ

災害救助法に基づく住宅の応急修理について(ご案内)

■1 対象となる応急修理(裏面参照)

屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等、当該住宅での生活に欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所

■2 応急修理の限度額

住宅一戸あたりの応急修理限度額は、

半壊・大規模半壊 ……595,000円(税込)

一部損壊(準半壊) ……300,000円(税込)

■3 対象となる方…次のすべての要件を満たす方

- ①住宅が、半壊、大規模半壊、一部損壊(準半壊)の被害を受けている方(※1)
- ②応急修理を行った後、当該住宅で生活する方(当該住宅で日常生活をされていた方が対象)
- ③災害救助法に基づく応急仮設住宅等を利用しない方、利用していない方
- ④自らの資力では応急修理をすることができない方(大規模半壊は除く)

※1:全壊の住宅は、修理を行えない程度の被害を受けた住家であるため、応急修理の対象とはなりません。ただし全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能となる場合は対象となることもあります。

り災調査が未済の方(り災証明書の発行が未済の方)はご相談ください。

■4 応急修理の方法

市が建設事業者等に応急修理工事を依頼します。

<<応急修理を行う建築事業者等(工務店など)について>>

- ・応急修理を行う建設事業者等は、申込者に市の事業者リストから選定していただきます。
- ・自ら選定することが難しい方には、紹介団体(飯山市建設業協会0269-62-2579)をご紹介します。
- ・依頼したい建築事業者等が決まっている場合は、相談時や申込受付時に申し出ください。

■5 相談・受付期間

令和元年11月2日(土)から4日(月)は飯山市公民館で、11月5日(火)からは飯山市役所5階で申し込みを受け付けます。(期末は未定です。)

※先着順ではありません。要件に該当すれば対象となります。

■6 相談・受付窓口(受付時間)

11月2日(土)から4日(月) 飯山市公民館2階講堂(9:00~16:00)

11月5日(火)から 飯山市役所5階 (9:00~16:00)

■7 申し込み方法等

■3の対象となる方の要件をご確認の上、相談・受付場所にご来場ください。

事前に申込書等が用意できる場合はご持参ください。(様式は市ホームページに掲載しています)

<<申込書等>>①住宅の応急修理申込書(様式1) ②罹災証明書(写し)

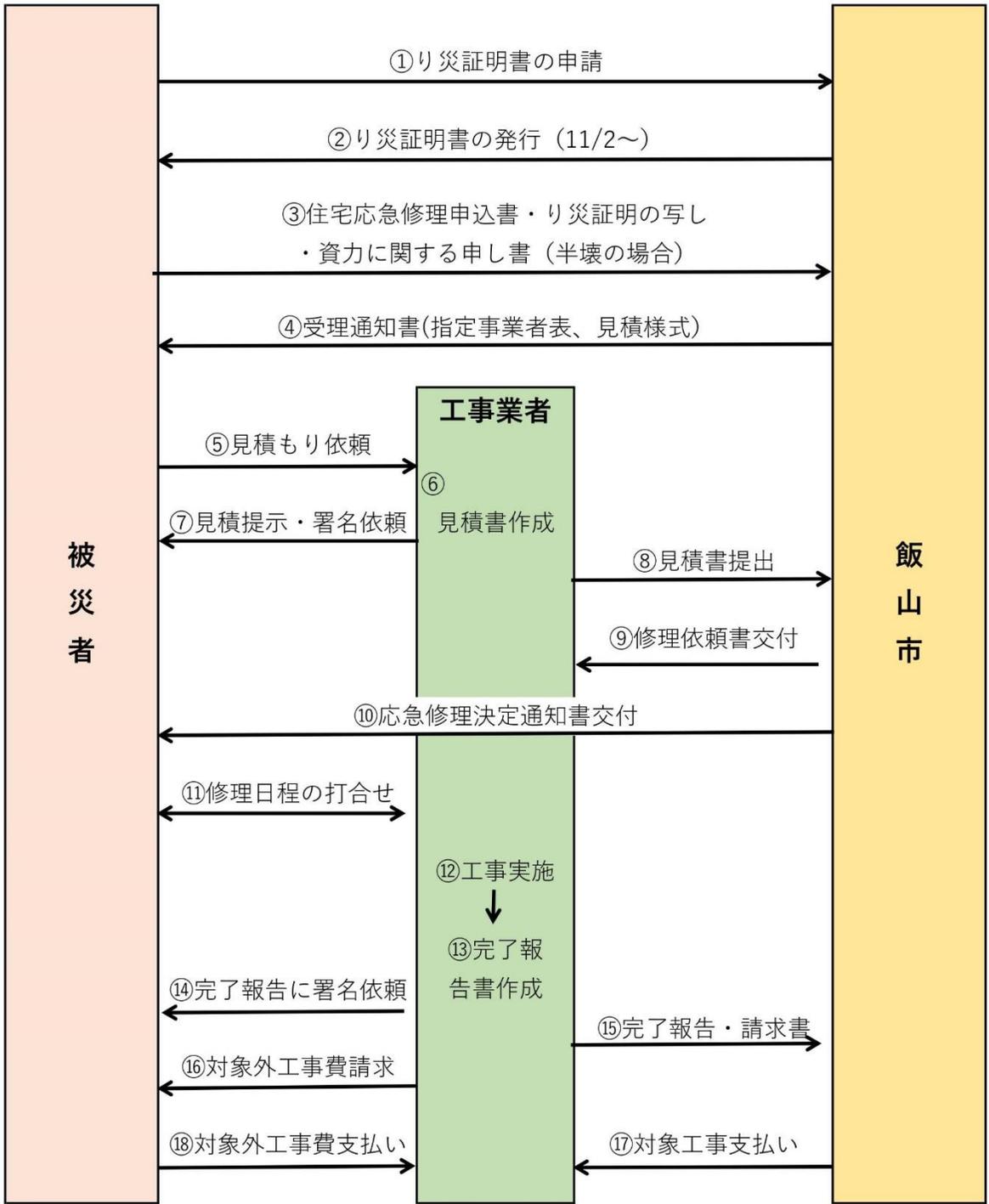
申込み受付時に、応急修理までの流れをご説明いたします。

応急修理 対象内外工事事例

R1.11.27 長野県作成

優先度	部位	対象	対象外
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・応急修理に伴う撤去並びに廃材の運搬及び処分 □構造修理や設備取替と併せて行わざるを得ない最小限の床、壁の補修 	<ul style="list-style-type: none"> ・内装は基本的に対象外。(例外は「対象」欄において「□」で表示) ・災害が原因ではない破損個所の修理 ・解体工事のみ ・洗浄・消毒等
高い ↑	屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・壊れた屋根の補修(屋根の葺き材の変更も対象) ・工事に必要な付帯仮設工事等 	
	構造部材	<ul style="list-style-type: none"> ・傾いた柱の家起こし ・筋交の取替、耐震合板の打付等 (耐震性確保のための措置を伴うものに限る) 	
		<ul style="list-style-type: none"> ・破損した柱梁等の構造部材の取替 □柱修理等に必要内装の修理(復旧)は対象 	
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・壊れた外壁の補修 (土壁を板壁に変更する等の壁材の変更を含む。) □外壁の修理とともに内装側の壁紙補修は対象 ・外壁断熱材取替(断熱材の吸水膨張によるもの等) 断熱材の質、分量等については原則従前復旧。 	
	基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・壊れた基礎の補修(土台損傷、柱はずれ、基礎崩れ、ひび) (無筋基礎の場合には、鉄筋コンクリートによる耐震補強を含む。) 	
	① 床	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な居間、台所、トイレ、風呂等のための工事。 <例:床組(根太、大引等) 又は 下地板(合板、座板) が壊れている、吸水による変形、床下の破損がある修繕> 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急修理の対象範囲は日常生活に必要な室等以外の部分の修理 ・防蟻処置等
		<ul style="list-style-type: none"> ・壊れた床の補修(汚泥や悪臭により使用できない床を含む) □床の応急修理と併せて行わざるを得ない必要最小限の仕上材(一般的なもの)、畳の補修復旧も対象。 □床の応急修理と併せて行わざるを得ない床下暖房設備の撤去・復旧(床と床下暖房設備が一体不可分であるものに限る。) ・床下断熱材取替(断熱材の吸水膨張等によるもの等) 断熱材の質、分量等については原則従前復旧。 	<ul style="list-style-type: none"> ・仕上材のみ(フローリング、クッションフロア、畳)の修繕・交換
	壁	<ul style="list-style-type: none"> ・壁の構造部材(柱・はり または 構造用合板)が壊れている修繕 □柱修理等と併せて行う内装の修理は対象 ・日常生活に必要な室等の壊れた内壁(石膏ボード、合板)部分(汚泥や悪臭により使用できない部分を含む) □内壁部分の応急修理と併せて行わざるを得ない必要最小限の仕上材(一般的なもの) ・土壁(外壁部分及び日常生活に必要な室等の内壁部分に限る。) ・日常生活で利用する室等の内壁断熱材取替(断熱材の吸水膨張等によるもの等)。断熱材の質、分量等については原則従前復旧。 	<ul style="list-style-type: none"> ・クロスのみ剥がれているものの張替 ・仕上板(プリント合板など)のみが吸水により変形、湿気・悪臭・汚損している修繕
	天井	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活に必要な室等における天井の落下、ずれ、たわみの損傷箇所(漏水が原因のたわみは落下の危険がある場合に限る。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・汚れによる交換
	② 建具	<ul style="list-style-type: none"> ・外部に面する壊れた戸、窓の補修(破損したガラス、カギの取替を含む) ・壊れた内部建具(ドア、ふすま、障子)(反り、枠組みの破損等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ふすま、障子の張替えのみ
③	上下水道	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道配管の水漏れ部分の補修 □配管埋め込み部分の壁等のタイルの補修を含む 	
	浄化槽	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽(フローアを含む)が壊れたことによる交換 ※破損箇所のみ 	
	電気	<ul style="list-style-type: none"> ・電気、ガス、電話等の配管・配線の補修(スイッチ、コンセント、ブラケット、ガス栓、ジャックを含む) 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活で利用する室等以外に設置された電気、ガス、電話等の配管・配線の補修
ガス	<ul style="list-style-type: none"> ・ガス給湯器、瞬間湯沸かし器、電気温水器が壊れたことによる交換 		
低い ↓	造付け家具	対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・押入れ内の棚板、内壁(コンパネ)の張替
	設備	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチンが破損、汚損したことによる交換 ・電話設備の損傷部分 	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチンの扉、棚板の吸水による変形のための修繕
	給排気	<ul style="list-style-type: none"> ・壊れた給排気設備の取替 	
	④ 衛生設備	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面化粧台(洗面ボールのみ)が破損したことによる交換 ※破損箇所の修理のみ、キッチンシンクで代用できる場合は不可。 	<ul style="list-style-type: none"> ・洗面化粧台の扉の吸水による変形、鏡の破損の修繕
	家具・家電	<ul style="list-style-type: none"> ・壊れた便器の交換(便器はロータンクを含む) ・従前復旧となる洗浄機能一体型の便器の交換 (図面や写真等で従前から有ると確認可のものに限る) 	<ul style="list-style-type: none"> ・洗浄機能の付加された部分。
	家具・家電	<ul style="list-style-type: none"> 対象外(エアコン、ストーブ、ガスコンロ(ビルトインでないもの)、冷蔵庫等) □床の応急修理と併せて行わざるを得ない床下暖房設備の撤去・復旧(床と床下暖房設備が一体不可分であるものに限る。) 	

住宅応急修理 手続きのフロー



※ 対象外工事：日常生活に必要最小限の修理と認められた工事から外れた工事費及び限度額(大規模半壊・半壊595千円、一部損壊(準半壊) 300千円)超過部分の工事費

飯山市の住宅応急修理指定事業者名簿 令和元年11月2日現在

業者名	所在地	電話番号
(株)野沢総合	飯山市大字木島 930-1	0269-63-1430
(有)滝沢建築	飯山市大字常盤 4228-2	0269-65-3001
(株)田澤工務店	飯山市大字瑞穂豊 1511	0269-65-2876
(株)藤巻建設	飯山市大字照岡 16	0269-69-2111
(株)本木建設	飯山市南町 23-10	0269-62-3331
山崎建設(株)	飯山市大字瑞穂豊 257	0269-65-3115
飯山ブロック(株)	飯山市南町 23-22	0269-62-3305
伊東建設(株)	飯山市大字下木島 11-1	0269-62-3447
(株)サンタキザワ	飯山市大字木島 1144	0269-62-4128
(株)村上建設	飯山市大字常郷 58-1	0269-65-2245
(株)アルプス管工	飯山市大字静間 2253-1	0269-62-4450
(有)滝沢沼夫建工	飯山市大字飯山大道東 4799	0269-62-5171
(株)加美村	飯山市大字豊田 3980	0269-65-2213
(有)高橋建材	飯山市大字常郷 697-4	0269-65-2013
(株)北誠商事	飯山市大字静間 3390-1	0269-62-3344
坂東建設(株)	飯山市南町 19-7	0269-62-3321
(株)フクザワコーポレーション	飯山市大字常盤 1234	0269-65-3113
(有)佐藤工房	飯山市大字下木島 431	0269-62-3737
(株)栄建設	飯山市大字蓮 990-1	0269-62-3036
(株)太洋	飯山市大字飯山 1359-1	0269-62-4165
(有)江口建設	飯山市大字常郷 2221	0269-65-2215
高澤建築(有)	飯山市大字瑞穂 2614	0269-65-3787
(有)堀工務店	飯山市大字木島 375-5	0269-62-3745
川口建築	飯山市大字旭 5060-口	0269-63-2753
久保田工務店	飯山市大字一山 1906-3	0269-65-4101
高津電気工事(株)	飯山市南町 5-19	0269-62-3521
小林電気(株)	飯山市大字野坂田 287-2	0269-62-2771
協立電機(株)	飯山市大字常盤 1600	0269-62-0025
(有)越後屋電器商会	飯山市大字飯山 3144	0269-62-2422
千曲電気設備(株)	飯山市大字飯山 956	0269-63-3329
(有)大口電機	飯山市常郷 226-1	0269-65-4198
(有)高澤	飯山市大字常郷 692	0269-65-2043
(株)宮本園	飯山市大字飯山 2283	0269-62-3186
(株)山根屋	飯山市大字飯山 145-1	0269-62-3262
(有)平野開発	飯山市大字蓮 218-1	0269-63-3614
(株)上村商事	飯山市大字飯山 193-10	0269-62-4188
(有)サンシャイン住設	飯山市大字飯山 3094	0269-62-5936
(有)はっとり設備	飯山市大字緑 1087	0269-62-1187
(有)まるひら設備	飯山市大字寿 541-1	0269-62-0908